

# 平成30年度事業計画

司法書士が真に「国民に身近な法律家」として「神奈川県司法書士会」が宣言してこのステイタスを確立し、次世代会員に引き継ぐための事業

## (重点事業)

### 1. 司法書士本来業務について

- (1) 不動産と商業法人の登記業務はオンライン申請への執務対策
- (2) 相続未了問題への行政と金融機関への司法書士活用広報の継続
- (3) 簡裁代理訴訟及び本人支援型訴訟書類起案の、各実務の推進
- (4) 民事調停業務関与の推進

### 2. 司法書士業務確立のための広報

- (1) 県内各地行政への司法書士業務のアピール推進
- (2) 年一度以上のシンポジウムの開催
- (3) 本会ホームページの改訂、拡充
- (4) 法の日相談会の全県的広報
- (5) 本会と支部の、事業連携と役割の確認
- (6) 「やまゆり」の、外部広報向けへの改編
  - \* 当会事業及び支部事業は対外広報を行い、その手段は行政への積極的な働きかけと年一度以上のシンポジウムの開催をもって行い、支部及び支部会員にその成果を引き継げる施策を行う

### 3. 新たな業務の構築へ向けた取組

- (1) WTによる民事信託、企業支援等の業務推進
- (2) 遺産承継業務標準モデルの全国的な拡散と連合会への提言
- (3) 企画部、法務総合事業部対応の研修強化から対面式研修の採用(研修所設置に向けて)

### 4. 社会問題への取組

- (1) 自死問題は医療機関等の関係機関、他業種との連携
- (2) 生活再建支援対策は社会保障を視野に入れた取組
- (3) 法教育は相続未了問題を新たなテーマに
- (4) 各WTは発展に向けて新たな取組

### 5. 会員の指導及び情報提供に関する事項

- (1) 職能倫理の徹底に向けた指導
- (2) 日本司法書士会連合会からの情報を開示

### 6. 司法書士制度への信頼性確保に向けて

- (1) 会員への苦情の適切適正な対応と会員の不祥事防止に向けた対策の強化
- (2) 業務不当誘致の排除と業務適正化に向けた取組及び連合会への提言

- (3) 非司法書士排除活動の強化
- 7. 経理部と事務局体制充実
  - (1) 新会館の将来の在り方の構築
    - \* 会館建替につき、メンテナンス等の将来に要する経費を見据えた会計の構築
  - (2) 事業執行に関わる会員の対価の在り方検討
  - (3) 情報伝達方法についての見直し  
「やまゆり」と「かなしほ」の、会内情報伝達手段の拡大と充実
  - (4) 事務局職員の事務遂行の在り方検討
    - \* 事務局職員の「働き方改革」
  - (5) 事務局から会員までの災害防災及び防犯対策の在り方の検討
- 8. 連合会及び業務関係機関からの照会事項検討及び連合会への事業等改革の発案

(神奈川県司法書士会が行う事業について)

- 1. 国民に対する法的サービスの充実
  - (1) 司法書士相談事業
  - (2) 法教育及び消費者教育推進事業
  - (3) 交通事故（保険契約を含む）紛争解決に向けた試み
  - (4) 労働問題・人権問題・生活再建・消費者被害の各対策事業
  - (5) 民事法律扶助及び法テラス関与推進に関する事業
- 2. 会員の登録・届出及び会員への危機管理含む情報提供
- 3. 業務関係法規・業務改善に関する調査と研究
- 4. 広報活動事業
  - HP等による会と支部の広報
- 5. 研修事業
  - (1) 重点事業実現のための研修
  - (2) 新人研修における倫理、人権意識向上に向けた研修の実施
  - (3) 特別研修への協力
- 6. 調停センター事業
  - 神奈川県司法書士会調停センターの運営
- 7. 会員の懲戒に関する事項
  - 綱紀調査、注意勧告、量定の適正な運用
- 8. 法テラスに関する事業
  - 法テラス神奈川の本所、支部への関与推進

## 9. 会員の福利厚生事業

### 10. 本会、支部、会員についての情報公開事業

- (1) 事業計画、財務内容、会員情報等の適正公開と、支部情報公開の検討
- (2) HPの適正な管理運営

### 11. その他司法書士会の目的達成に必要な事項

- (1) 政治連盟、協同組合、成年後見リーガルサポート神奈川県支部、公共嘱託登記司法書士協会等関連団体との関係強化
- (2) 会館管理運営と改善
- (3) 新年賀詞交換会を常時見直して開催

## <新会館建築事業>

1. 地盤調査等事前調査の実施
2. 一級建築士事務所との建築設計・監理等業務委託契約の締結
3. 基本構想（デザインコンセプト）、資金計画等の策定
4. 施工する建設会社の選定及び建設工事請負契約の締結
5. 会館建替に伴う仮事務所への移転
6. 新会館に導入する最新機器、附帯設備等の具体的な検討
7. 上記事業実施のために必要な予算措置（財務調整特別会計から一般会計への取り崩し、会館運営特別会計における建築資金の準備、補正予算の編成等）

## <国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業>

本事業は、神奈川県司法書士会会則第3条第5号（相談事業については同条第6号）の規定に基づいて行われるものである。

具体的な事業計画案は次のとおりである。

### 1. 司法書士相談事業（相談事業運営委員会）

- (1) 毎年開催している定例相談会のうち、「法の日法律相談会」「横浜駅前法律相談会」「司法書士・弁護士・税理士三合同法律相談会」については、今年度も引き続き実施する。テレホン相談についても引き続き実施する。なお、前年度まで当委員会が所管していた「司法書士相続ホットライン」については、空き家対策委員会へ、「常設労働電話相談」については、労働ワーキングチームへ今年度より移管する。

上記定例相談会以外に、今年度も例年通り、2～3回のスポット相談会を

開催する。

(2) 前年度と同様にスポット相談会を中心に日本司法支援センター（以下「法テラス」という）との連携強化を行い、現在、相談会場が法テラスの指定相談場所となっている当委員会所管の相談会（定例、スポットを問わず）について、対象となる相談には相談員が法テラスの相談援助を利用できるよう、派遣する相談員を法テラス契約司法書士とすることとする。

また、今後、当委員会が所管する各相談会で、会場が法テラスの指定相談場所となっていないものについても、可能な限り法テラスの指定を受けられるよう、相談員を公募する際、法テラス契約司法書士を優先的に選定する旨を明記する等、法テラス利用促進に向けた対策を採ることとする。

(3) 各自治体における定期相談会も引き続き開催し、司法過疎地域を含む県内各地域の市民に対し、幅広く法的サービスを提供する。

(4) 行政、日本司法書士連合会（以下「連合会」という）等からの緊急相談会の開催要請などを受けた際には、幅広い国民のニーズを踏まえ、これに応えられるように積極的な相談会の運営を企画していく。

(5) 当委員会の事業として対応している神奈川県弁護士会との協議会について今年度は神奈川県弁護士会が主催する「遺言・相続に関するセミナー&相談会」に司法書士を派遣し、協議会の主たる目的でもある両会会員間における情報交換、親睦交流等の機会となる合同企画等の実施に向け協議会を通じて検討・協議を行う。

(6) 安定した相談件数を維持している「当番司法書士事業」の運営を適正に図るため、相談員追加の公募及び応募者向けガイダンスを実施して相談員の増加を図る。

また、必要に応じて当番司法書士向け研修会（指定研修会）を実施し、相談員の質の向上及び能力担保を図る。

(7) 東日本大震災の被災者及び原発事故による被害者に対する支援のための相談会や、その他、外部団体等から相談員の派遣要請があれば、随時これに応え、柔軟な対応をすることによって国民に対する法的サービスの拡充を押し進めていく。

## 2. 社会問題対策事業（社会問題対策委員会）

(1) 自死・医療現場問題ワーキングチーム

当会の自死問題対策に関する事業として、深刻な悩みを抱えた相談者に適切な支援をすべく、ゲートキーパーとしての役割を適切に担える人材（会員）の養成に関する事業を継続的に行う。

また行政機関や他の民間団体との連携を深めていくことの重要性を認識し、他専門職種との顔の見える関係の構築に力を注いだ活動を行っていく。

前年度には、若者、子どもの自死問題をテーマとした市民公開講座を開

催した。この実績を踏まえ、若年層の自死問題対策も念頭においた事業を行う。

①医療機関との連携による自殺未遂者等に対する相談事業の整備及び拡大  
今年度も入院患者等に対して適切な時期に法的な介入を行うことを目的とする「医療機関への出張法律相談事業（ベッドサイド法律相談事業）」の更なる拡充を目指した活動を行う。

②医療機関関係者向けの勉強会の実施

上記①の事業の更なる普及・拡充には、特に医療機関において相談・調整の役割を担う医療ソーシャルワーカー（MSW）との連携は欠かせない。自殺企図を始め、様々な理由で医療機関に身を置くことになった入院患者等が抱える法的トラブルに対して、司法書士がそれらを解決する役割を担える存在であることの理解を促すため、MSW等医療機関関係者向けの勉強会の開催に向けた事業を実施する。

③会員を対象とした自死対策に関する研修会の開催（年度内3回を予定）

県内各地域の司法書士が、自死問題に関する理解を深めること、及び適切な支援をするために必要な援助技術、地域連携の方法を習得することが不可欠である。

我々司法書士が、自死対策におけるゲートキーパーとして十分な役割を担うために、今年度もその資質を向上させるべく、会員を対象としたメンタルヘルスに関する研修会を開催する。

④地域自殺対策会議等への参加及び講師の派遣

⑤自死問題に関する学会、研修会等への参加

⑥複数専門家による自死対策に関する包括相談会への協力及び相談員派遣

平成28年に改正された自殺対策基本法において、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとされた。自死問題は地域社会が取り組む問題であるとの認識のもと、我々もこの計画の策定に積極的に関与すべく各地域における会議や事業に参加する。

また、地域で行われる各研修等にも可能な範囲で参加をし、能力担保に努めるものとする。

## （2）生活再建支援問題ワーキングチーム

当ワーキングチームは、生活保護申請同行支援事業への参加の他、関連機関・団体との連携等を図りつつ、無料相談会の開催・障害者支援施策、社会保障制度等に関する研修会・講演会・市民公開講座等への参加、企画及び実施等を通じ、貧困問題対策への取組、生活再建支援、障害者支援（障害者差別解消法に基づく合理的配慮・環境整備等）に関する活動を推進する。

### 1）相談事業

①定例寿町無料相談会及び年末年始寿越冬相談会

②無料低額宿泊所（ポルト湘南・茅ヶ崎、サンルーム新横浜寮・港北寮・青葉寮）、生活保護法上の更生施設（横浜中央浩生館、甲突寮）、更生保護法上の更生保護施設（報徳更生寮、まこと寮、横浜力行舎）での

無料相談会

- ③反貧困年末ワンストップ相談会への参加及び相談員の派遣
- 2) 貧困問題・生活再建支援・障害者支援に関する活動・調査
  - ①生活再建支援、障害者支援に関する事業
    - i) 研修会・市民公開講座・相談会等（外部講師派遣依頼含む）の企画及び実施
    - ii) 研修会・市民公開講座・相談会等への手話通訳・要約筆記者の設置・手配等（障害者差別解消法に基づく合理的配慮・環境整備）
    - iii) 啓発ツールの企画及び作成
  - 3) 関連機関等との連携（関連団体の活動への派遣等含む）
    - ①社会保障制度等のフォーラム、シンポジウム、市民公開講座等の企画及び実施並びに共催等
    - ②自治体等行政機関、任意団体主催の定例会、学習会、交流会、協議会等への参加
- (3) 高齢者及び子ども等の権利擁護ワーキングチーム
  - 1) 子どもの権利擁護に資する事業
    - 子どもをめぐる様々な権利侵害への対処に関する調査・研究
    - 子どもの人権に関するシンポジウム等の開催準備
    - 子どもの人権に関する会員向け勉強会の開催
  - 2) 高齢者の権利擁護に資する事業
    - 地域包括支援センター等への講師派遣

### 3. 法教育関連事業（法教育委員会）

法教育委員会（以下「当委員会」という）は、今年度も、従来の事業を踏襲しながら、対外的に当会の法教育事業をPRしていくために以下の事業を計画する。

#### (1) 高校生法律講座の実施

当委員会の基幹事業である高校生法律講座については、県下の高等学校（約240校）等に対して年3回案内文書を送付し、広く講座実施の募集をする。講師は広く会員から募集し、派遣する。また、教師向け講座や父兄対象の講座実施の要望にも可能な限り対応し、裾野を広げていく。

#### (2) 親子法律教室の実施

紙芝居を使用した小学生対象の『親子法律教室』は、毎年大変好評であるため、当委員会の主たる事業の一つとして、今後も年に一回以上開催する。また、今年度は、上記公開講座形式に加えて、県下の小学校に呼び掛けをし、要望のあった学校に対して出張講座形式で開催する。

#### (3) 中学高校生向け講座の実施

今年度は、中学高校生向けの体験型講座を実施する。「模擬選挙」「家計

管理」等をテーマとし、要望のあった学校に対して出張講座形式で開催する。

(4) HPを用いた委員会活動の広報

当会のHPにリンクした当委員会独自のHPがあるが、今年度は更に掲載する情報等を追加・検討し、より充実したものにして、当会及び当委員会の事業をPRする。

(5) 外部シンポジウム等への委員派遣

法教育ネットワーク年次総会や法教育関連イベントのほか、他団体主催の関連シンポジウム等に委員を派遣し、情報収集・情報の伝達を行い、最新の情報を共有するとともに、今後の活動方向を考える一助としていく。

#### 4. 法律扶助に関する事業（法テラス対策委員会）

(1) 法テラスとの定例協議会の開催

例年通り3ヶ月に1回のペースで法テラス神奈川との協議会を実施し、意見交換・情報交換を実施する。

(2) 法テラス川崎執行部会議へ委員を派遣

(3) 法テラス地方協議会の企画提案

法テラスにて毎年1回（法テラス神奈川と法テラス川崎は合同で開催）している地方協議会につき、当会からも企画提案を行い、主体的な関わりをもつて対応する。

(4) 民事法律扶助利用の促進

減少傾向にある民事法律扶助の利用率を向上させるために、契約司法書士数の増加施策や、研修会の開催・利用促進施策などを実施する。また、諸外国の民事法律扶助制度の研究もを行い、市民にとって利用しやすい民事法律扶助制度への提言なども行う。

(5) 法テラスとの共催相談会の実施

(6) 外線転送（相談電話転送）の実施

外線転送スキームを拡充し、生活保護以外の相談が転送されるようなスキームにするべく仙台の法テラスコールセンターなどへの視察も含め、対応する

(7) 無戸籍問題の研究と対応

法務省と法テラスが連携して無戸籍問題などへの対応を行うことを検討しており、司法書士としても対応できるよう研究・研修を行う。

(8) 司法ソーシャルワークへの対応

前年度から法テラスにおいて特定援助対象者への支援が始まった。今年度も引き続き同制度の活用とあわせて、司法ソーシャルワークのあり方を研究

する。

## 5. 空家問題に関する事業（空家問題対策委員会）

### （1）空家対策ワーキングチーム

- 1) 特措法第7条第2項の各市区町法定協議会メンバーの情報交換及び助言
- 2) 空家予防の啓発活動のため老人会、町内会、地域包括支援センター等への出前講座等実施
- 3) 法定協議会メンバーの特定空家認定のための勉強会
- 4) 各市区町村担当者との連携強化、情報収集による空家等の所有者調査委託等の際の体制の整備
- 5) 空家利活用の勉強会
- 6) 関係団体との連携の強化

### （2）相続登記推進ワーキングチーム

- 1) 司法書士相続ホットラインの普及活動として、神奈川県内の各市区町村約60か所を訪問し、司法書士と各市区町村との連携を深め、市民に相続＝司法書士というイメージを持ってもらう。
- 2) 法務局主催の「未来につなぐ相続登記」推進活動等に関して、積極的な相談員の派遣を行う。
- 3) 「相続登記の義務化」、「所有者不明土地の所有者調査」など法改正に伴い、研修会、相談会等を開催する。

## <業務関係法規・業務改善に関する調査及び研究>

### 1. 登記実務検討及び受託推進委員会

#### （1）登記実務検討ワーキングチーム

- 1) オンライン資格者代理人制度に関する検討及び提言並びに会員への情報提供
- 2) 法定相続情報証明制度に関する検討及び提言並びに会員への情報提供
- 3) その他登記実務に関する検討及び提言並びに会員への情報提供
- 4) 登記実務に関する研修会の企画、実施
- 5) 「横浜地方法務局権利・商業法人登記適正処理委員会」における登記事務に関する協議、提言及び意見交換

#### （2）登記事件受託推進ワーキングチーム

- 1) 商業法人登記ホットラインのトライアル実施及び本格稼働に向けた検証



- 2) 法務局と連携した商業法人登記相談会の実施
- 3) その他商業法人登記・不動産登記の受託推進のための企画の立案及び実施

## 2. 裁判事務受託推進委員会

- (1) 訴額が140万円以下の簡易裁判所を管轄とする民事紛争の典型的な事件（建物明渡請求事件・請負代金請求事件・貸金返還請求・敷金返還請求事件・少額訴訟債権執行等）の受託推進のための企画、研究及び研修会の実施
- (2) 支部研修への講師派遣
- (3) 少額裁判事件を対象とした報酬助成制度の導入及び運用
- (4) その他裁判事件受託推進のための企画の立案及び実施
- (5) 家事事件受託推進ワーキングチーム
  - 1) 家事事件の受託推進のための企画、研究及び研修会の実施
  - 2) 支部研修への講師派遣
  - 3) 財産管理人名簿及び遺言執行者名簿の更新及び活用のための企画
- (6) 労働問題ワーキングチーム
  - 1) 労働問題関係事件の受託推進のための企画、研究及び研修会の実施
  - 2) 支部研修への講師派遣
  - 3) 大学等におけるアルバイト相談会（出張相談会）の企画及び実施
- (7) 民事信託推進ワーキングチーム
  - 1) 民事信託に関する企画、研究及び研修会の実施
  - 2) 他士業団体との合同勉強会等の企画及び実施
  - 3) 市民向けセミナー、相談会等の企画及び実施
- (8) 戦略的企業支援ワーキングチーム
  - 1) 司法書士による企業支援推進のための企画、研究及び研修会の実施
  - 2) 司法書士による企業支援のPRを目的としたセミナー、相談会等の企画及び実施
  - 3) 商工会議所、かながわ企業支援ネットワーク会議、神奈川県事業承継ネットワーク会議、神奈川事業承継引継ぎ支援センター等の企業支援団体との連携を通じた情報収集及び情報提供

### 3. 財産管理業務推進委員会

- (1) 遺産承継業務に関する書式、業務の手順、方法等についての標準モデルの検討、作成及び提言
- (2) 財産管理業務に関する研修会の開催
- (3) 全国遺産承継業務担当者会議等を通じた情報収集及び情報提供

### <広報活動に関する事業>

#### 1. 司法書士制度の広報活動

- (1) 各地行政機関へのアピール、啓発活動
- (2) 「司法書士相続ホットライン」及び「会社・法人登記ホットライン」の広報活動
- (3) HPのコンテンツ改訂、拡充
- (4) 広報素材の作成、配布
  - 1) 当会クリアファイル・パンフレット等の改訂、配布
  - 2) 各種チラシ・ポスター等の作成、配布
  - 3) YouTube、Facebook等のコンテンツの制作

#### 2. 当会事業の広報活動

- (1) 相談会等の広報
  - 1) 「法の日相談会」の広報
  - 2) 各種相談会等の広報
- (2) 事業部・企画部事業の広報支援
  - 1) 各部署のチラシ・ポスター等の作成
  - 2) 各種催事の広報

#### 3. 会館取り壊しイベントの企画

#### 4. メディア対応

- (1) 各種ニュースリリース
- (2) プレスセミナー、記者対策
- (3) 神奈川新聞タイアップ事業

## 5. 支部事業のFacebook等広報支援

### <研修に関する事業>

研修部は、国民の権利を保護し、社会の秩序と安全な商取引に寄与するため、①業務スキルの養成、②公正な職務と倫理の保持、さらに③専門性の構築による付加価値の向上を目的として、「会員研修委員会」「新人研修委員会」「特別研修委員会」の3つの委員会のもと、次のとおり研修事業を行うものとする。

#### 1. 会員研修委員会

##### (1) 単位制研修（会員研修会）、補助者研修会の実施

次のとおり、会員の資質向上と専門性を高めるために会員に対する単位制研修会（会員研修会）及び補助者に対する研修会を実施する。

[研修時期、回数等]

会員研修会として年7回程度（生講義）、倫理研修1回、補助者研修1回を開催する予定とする。なお、会員の利便性を考慮し可能な限り同時配信研修を行う。

[研修内容]

研修内容は、多様化した司法書士業務の各分野をバランスよく取り上げ、時勢に即したものとする。

（平成30年度会員研修会予定）※但し変更の可能性あり

##### 1) 会員研修会（生講義） 7回程度

第1回会員研修会

平成30年4月14日（土）午前10時～午後5時30分

第2回会員研修会

平成30年5月9日（水）午後6時30分～午後8時30分

第3回会員研修会

平成30年6月22日（金）午後6時30分～午後8時30分

第4回会員研修会 平成30年7月13日（金）

第5回会員研修会 平成30年9月5日（水）

第6回会員研修会 平成30年11月17日（土）

第7回会員研修会 平成30年12月17日（月）

##### 2) 倫理研修 1回

##### 3) 補助者研修 1回

(2) 年次制研修について 職業倫理保持のための年次制研修は、日司連会員研修規則において義務研修とされているため、その実施について、神奈川県会として協力する。今年度の年次制研修の実施予定日は次のとおりである。

神奈川県会主催 平成30年10月6日（土）

## 2. 新人研修委員会

- (1) 実践司法書士講座 実践司法書士講座については、研修生が司法書士の職責を理解し、適正な執務姿勢や実務処理の方法を習得するための実務に直結した研修を基本とし、さらに、法律実務家として、倫理や人権意識を養う研修を実施する。
- (2) 配属研修 配属研修については、実務との関連性を意識した知識習得ができるように配慮し、研修期間を5週間程度として実施する。

## 3. 特別研修委員会

例年どおり、日本司法書士会連合会の実施する特別研修に協力する。

## <調停センターに関する事業>

### 1. 基本方針

当センターは、平成20年に法務省の認証を全国の司法書士会の中で最初に取得した。ADRは制度発足以来、各事業体で試行錯誤を続けており、未だわが国の社会に完全に根付いた状況であるとは言い難いが、ADRは利用者のために存在するとの原点に立ち、制度を運営しながら改善を続ける時期であると認識している。日司連、関東弁護士連合会などから意見交換を求められるなど当センターの動向は全国の司法書士会ADR、関係機関にも相当の影響を与えることを自覚しつつ、パイオニアとしての責務を果たしていきたい。

### 2. 具体的な活動計画

- (1) 調停事件の増加に向けて  
事前相談は、平均月2件であるが、調停申し込みに至らない状況が続いている。事前相談の具体的な対応状況を分析・検討した結果、対応に工夫が足りないケースが相当数見受けられることが分かった。事前相談を担当する事件管理者のスキルアップが必要であることから、実践的なマニュアルが作成された。今年度は、この教材を活用し、研修あるいは事例検討会を催し、マニュアルのさらなる充実を図り、事前相談を調停の申込みと実施に繋げたい。
- (2) 仲裁の実施に向けての取組  
当会は、日司連の仲裁モデル会になっており、これまでは日司連主催の研修に参加するなどの準備をしてきた。昨年は日司連主催の研修に当センター運営委員が当会理事らと共に参加し、本格的実施のための基盤作りが着手されたと言えよう。今後は、仲裁人研修による人材育成と調停センターの組織あるいは規則等の見直しが必要となる。
- (3) 弁護士助言方式の検討  
当センターは、これまで認定司法書士のみを手続実施者とし弁護士助言のない、取扱う事件の対象を140万円以下の民事事件に限ってきた。これま

での実績をもとに、今年度から取り扱える事件の範囲をより拡大するべく、弁護士助言方式のセンターとする方向性も探っていきたい。

#### (4) 調停人等人材育成について

調停人養成講座及び事件管理者養成講座を実施する。当センターの当該講座はすでに実績を蓄積していることから、他の司法書士会や他団体からも参加者を募り、すそ野を広げるとともに社会的な認知の実質的な広がりにつなげていきたい。

#### (5) 魅力的な研修・広報活動

当センターをより多くの当会会員に知ってもらうことが、持ち込み案件の増加に繋がると考える。今年度は調停人や事件管理者になりたいという意欲のある会員だけでなく、会員に広く調停センターを知ってもらう研修を企画する。

また、元裁判官で和解理論の草分け的な存在である草野芳郎先生による和解の基本原理の研修を企画しており、調停センターの役割、理念を改めて振り返り、当センターがあまねく会員に周知される機会としたい。

(なお、上記草野研修は当センターではなく、本会主催の研修会になる予定である。)

市民・利用者向けには広報媒体である当センターのパンフレット（フライヤー）の刷新を行う。ADR制度と当センターの役割を、分かりやすく伝え、紛争解決の選択肢として魅力あるものとしてアピールしていく。

## <非司法書士排除活動に関する事業>

### 1. 平成30年度事業計画要綱

- (1) 非司行為を行う者に対する監視と効果的な警告手段の研究
- (2) 法務局実態調査実施方法の拡充
- (3) 附則

### 2. 詳細

- (1) 非司行為を行う者に対する監視と効果的な警告手段の研究

当委員会は、これまでも非司行為を行う者を監視し警告をしてきたが、今年度は、特に常習的に非司行為を行う者に対する効果的な警告方法を重点的に研究し、実行するための準備に検討を重ねるつもりである。

- (2) 法務局実態調査実施方法の拡充

司法書士法施行規則第41条の2の委嘱に基づく法務局実態調査実施時の調査員の募集方法に関し、会員から一番多く寄せられる意見は、午前枠と午後枠との分割応募を可能とするものである。すなわち、実態調査に終日従事

することは難しくても、半日であれば可能であるから是非参加したいという声が多いのである。

今年度は、昨年度に実施した方法（当委員会が事前ガイダンスを主催し、応募者を会員から直接公簿する方法）を踏襲しつつ、午前枠と午後枠との分割募集を実現するつもりである。

### （3）附則

当委員会は、上記2つを今年度の事業計画の柱として考えている。また、今年度までの活動の集大成として、神奈川県司法書士会の非司法書士排除活動を確立させるため、粛々と執行して参る所存である。

## ＜防災対策・危機管理に関する事業＞

### 1. 事業継続計画マニュアル作成（BCP）

災害が発生した場合に、司法書士会としての機能の早期復旧を図り、各会員の安否確認及び事業の継続に期するため、災害発生直後の応急対策本部及び災害対策本部の組織体制・役割を明確に定め、災害発生直後からの対応方法・手段などの計画案を検討し作成する。

### 2. 避難訓練

司法書士会館内にて被災した場合にどのような行動をとるべきなのかを事前に訓練しておくことで実際に災害に遭遇した時に落ち着いた行動ができるよう昨年に引き続き避難訓練を行う。また、司法書士会館以外にも研修等で利用する機会が多い施設についても、避難経路の確認などを事前に確認し、対応を行う。

避難訓練の一環として職員を対象としたAEDの使い方講習を実施する。

### 3. 安否確認

災害発生時に会員の状況を早期に把握する為に安否確認システムによるメールの一齐送信を昨年に引き続き行う。

安否確認の回答率を更に上げるよう検討する。

## ＜その他司法書士会の目的を達成するために必要な事業＞

### 1. 経理部・経理委員会

- （1）最新の公益法人会計基準、会計システム導入の検討及び準備
- （2）新会館建築の資金計画及び関連予算の策定
- （3）年度当初における事業の停滞を避けるための「暫定予算」導入の検討
- （4）将来の当会財務を見据えた相談・会議日当、支部会費等のあり方の検討

